

【第三回】特許とするために必要なアイデアの新しさ ～新規性・進歩性とは～

- ・ イントロダクション ～特許について～
- ・ 特許となるためのアイデアの新しさとは？（新規性）
解説とケーススタディ
- ・ 特許となるためのもう一つのハードル（進歩性）
解説とケーススタディ
- ・ 事例紹介

弁理士 高木 康志

はじめに

工業的な装置や電子機器に限られず、様々な分野が特許の保護対象となります

	特許権	実用新案権
保護対象	発明・・・技術アイデア	考案・・・物の技術アイデア 方法×、材料×、プログラム×
登録要件	新規性 (29条①) 進歩性 (29条②) 実施可能 (36条)	新規性・進歩性・実施可能
権利の特定方法	発明内容を記載した書類； 特許請求の範囲、 明細書、図面	考案内容を記載した書類； 実用新案登録請求の範囲、 明細書、図面
権利期間	登録日から権利が有効 出願日から原則 20 年	登録日から権利が有効 出願日から 10 年
登録可否判断	審査官による審査	無審査登録制度を採用
活用ポイント	強力な独占排他権	早期権利化 特許へ変更可

IPC	説明
+ A	生活必需品
+ B	処理操作；運輸
+ C	化学；冶金
+ D	繊維；紙
+ E	固定構造物
+ F	機械工学；照明； 加熱；武器；爆破
+ G	物理学
+ H	電気

特許とするためには(手続き)

- 出願書類を作成して特許庁へ提出する。§ 36(1)(2)
- **【特許請求の範囲】の請求項の記載に基づいて、新規性・進歩性の有無を判断する。**
※明細書、図面、要約書ではない。§ 70(1)
- どのような内容で権利化したいかは、出願人の意思で決める = 特許請求の範囲に記載する。§ 36(5)



新規性・進歩性とは何か、どのように有/無が判断されるかを知っておくと、新規性・進歩性が認められやすい特許請求の範囲を作成することに役立つ。

①特許願
発明者
特許出願人

②特許請求の範囲
【請求項1】
〇〇と、△△と、□□と、を備える装置。

③明細書
発明の名称
背景技術
本発明が解決しようとする課題
実施形態

④図面(任意)

⑤要約書

(参考)知財戦略として

せっかく出願するのだから権利範囲は広く取りたい。

[特許請求の範囲] の請求項に記載する発明構成要素は、

①できるだけ数を減らした最小限の構成にとどめたい。

ex. ボウル、スクリーコンベア、駆動装置を記載
装置のケーシング、ベアリング、送液ポンプなどは記載していない

②できるだけ上位概念で記載したい。

ex. 「モーターと差動機」→「駆動装置」
「汚泥」→「固形物」 「水」→「液体」
「脱水」→「遠心分離」※濃縮処理も含めるため
「相対的な差速」※ボウル>コンベア、ボウル<コンベアの両方を含める

反面、新規性・進歩性を否定される可能性が高くなる。

特許となるためのアイデアの新しさとは？（新規性）

新規性(2)

注意！ ・判断基準時は、発明を完成させた日ではない。
・出願前は、自ら発表などしてしまうと新規性が失われる。

新規性を判断する場面

(1) 出願前

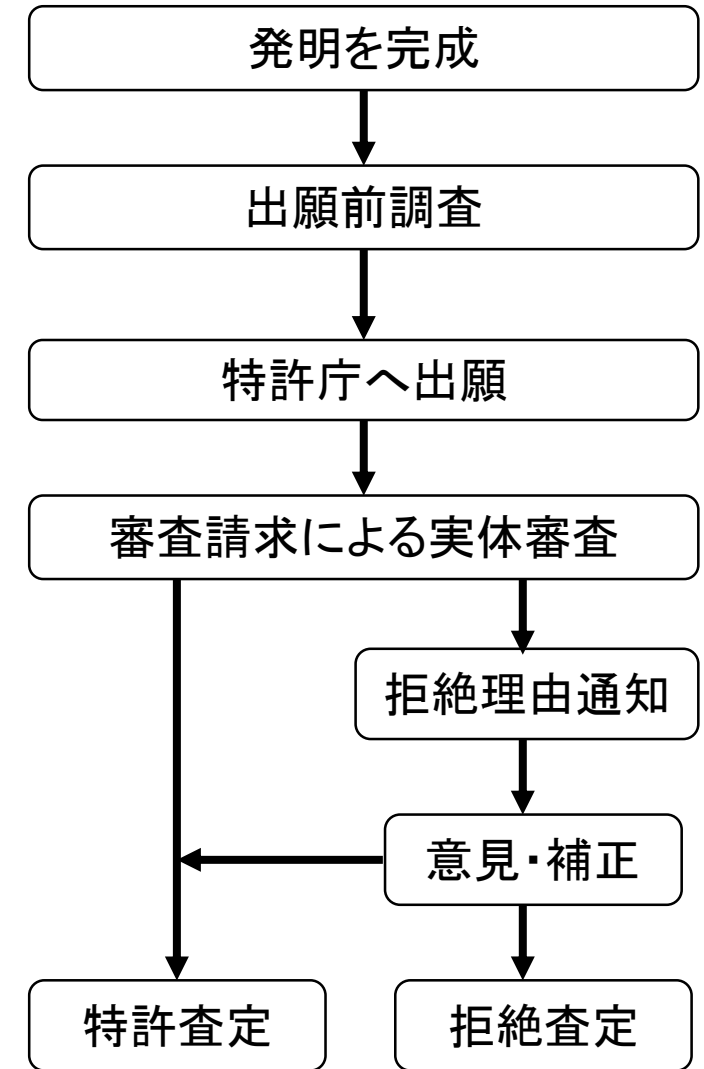
- ・判断する人；発明者／知財担当者／弁理士等
- ・判断基準時；調査を行った日
- ・目的；出願するか否か判断する為など

(2) 出願後（但し、審査請求を行ったもの）

- ・判断する人；特許庁の審査官／審判官
- ・判断基準時；出願日（特許庁へ出願した日）
- ・目的；特許権を付与するか否か判断する為

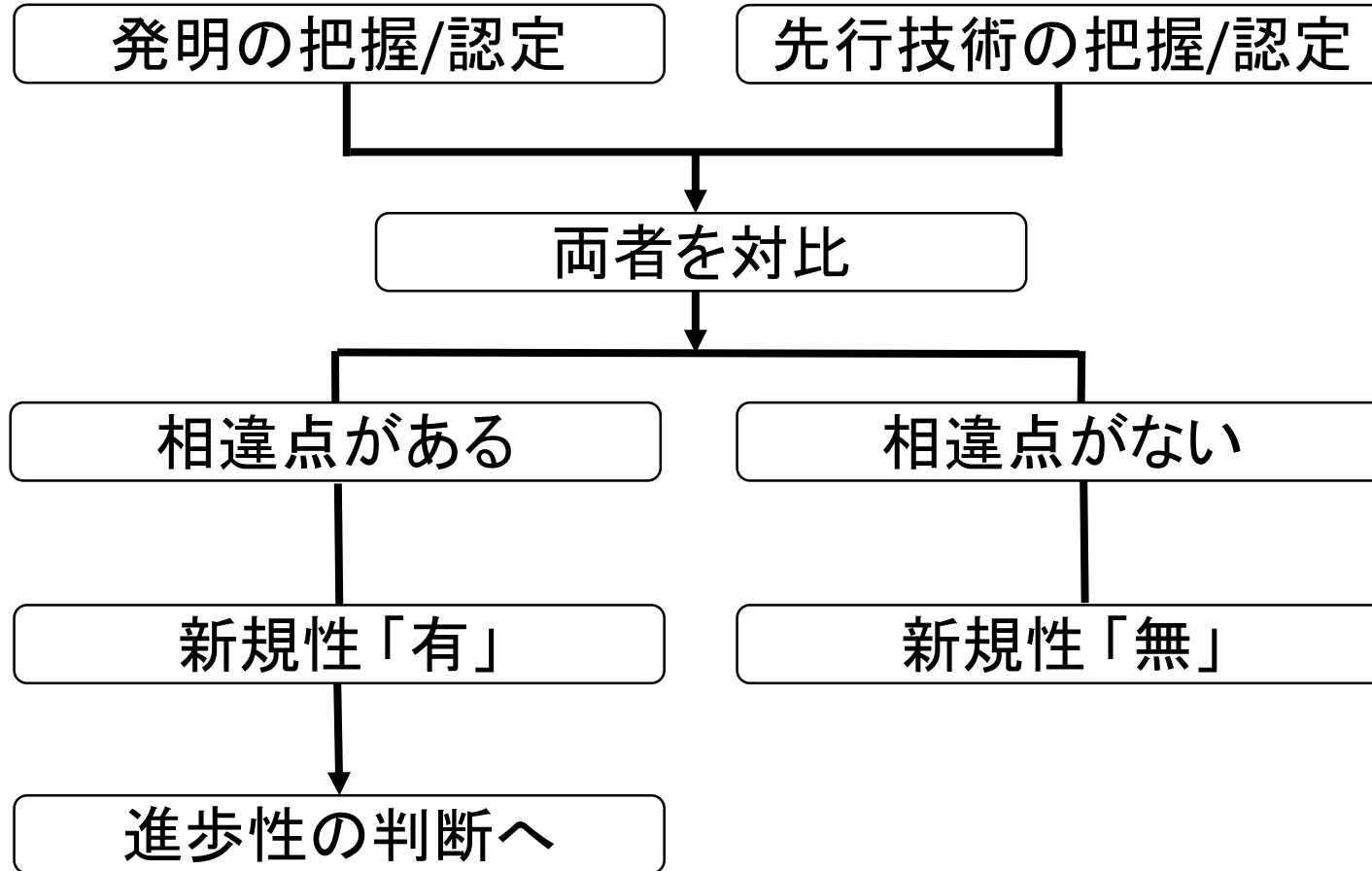
(3) 特許権成立後

- ・権利が有効か否か判断する場面
(権利抵触判断、異議申立て、無効審判、訴訟など)



新規性(3)

新規性の判断手法



※相違点がある＝発明の構成要素が異なる

新規性(4)

先行技術(公報の場合)

①特許願
発明者
特許出願人

②特許請求の範囲
【請求項1】
〇〇と、△△と、□□と、を備える装置。

③明細書
発明の名称
背景技術
本発明が解決しようとする課題
実施形態

④図面(任意)

⑤要約書

対比する
範囲

本発明

①特許願
発明者
特許出願人

②特許請求の範囲
【請求項1】
〇〇と、△△と、□□と、を備える装置。

③明細書
発明の名称
背景技術
本発明が解決しようとする課題
実施形態

④図面(任意)

⑤要約書

特許となるためのもう一つのハードル (進歩性)

進歩性(1)

特許となるためのアイデアの進歩性とは、
その発明が、先行技術から容易に想到できた発明でないこと。 § 29②
具体的な判断手法は、審査基準に示されている。

進歩性の判断は、
新規性のある発明について、先行技術から容易に思いつくか否かを判断する。

容易と判断される代表例①②



①先行技術を組み合わせると本発明になる

②相違点は設計事項範囲

進歩性(2)

進歩性が肯定される方向に働く要素

容易と判断される代表例①②



①先行技術を組み合わせると本発明になる

②相違点は設計事項範囲

(1) 発明の効果の違い

- ・本発明は、先行技術(主)(副)とは異質の発明効果がある、
或いは、同質の効果であるが際立っている

(2) 阻害要因

- ・先行技術(副)を組み合わせると、先行技術(主)は機能しなくなってしまう
- ・組み合わせることを否定する記載等があるなど

進歩性(3)

進歩性が否定される方向に働く要素



先行技術を組み合わせると本発明になる

先行技術(主)と(副)を組み合わせる動機付けの例

- (1) 技術分野の関連性
- (2) 課題の共通性
- (3) 作用、機能の共通性
- (4) 示唆

ご清聴ありがとうございました。

弁理士 高木 康志